

今後の JESCO における PCB 廃棄物処理量について

PCB 特措法に基づく国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「処理基本計画」という。）においては、今後の処理の進捗により PCB 廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込みが変化するため PCB 廃棄物の数量を毎年度見直し、その結果を公表することとされている。

また、これまでの処理基本計画では JESCO の役割として、各拠点の広域処理施設における計画的処理完了期限までの高濃度 PCB 廃棄物の処理の見通しについて毎年度公表することとされていた。

令和4年5月31日に環境省において処理基本計画が変更され、JESCO においても、同日中間貯蔵・環境安全事業株式会社法に基づく PCB 廃棄物処理事業基本計画を変更した。

変更後の計画においては、事業終了準備期間を活用した処理の実施が明確になり、また、北九州事業エリアで保管されている変圧器・コンデンサーを大阪事業所及び豊田事業所において処理を実施するという計画となっている。

これも踏まえて、引き続き、処理事業ごと、PCB 廃棄物の種類ごとに事業終了準備期間末までの処理量について整理した。結果は別紙のとおりである。

なお、この処理量は現時点のものであり、事業の進捗や新規発見物等により修正される。